



# 社協いずみおおつ

第 149 号  
発行所  
社会福祉法人  
泉大津市社会福祉協議会  
泉大津市東雲町9-15  
市立総合福祉センター内  
電話 0725(23)1393  
FAX 0725(23)1394  
URL: http://www.syakyou.or.jp  
E-mail: info@syakyou.or.jp

## ボランティアサロン ハートちゃん

「ボランティアしたいなあ」、「ボランティアってどんなことをするんだろう?」、「ボランティアって...どこで相談したらいいの?」など、ボランティアに興味のある方やボランティアについて知りたい方などが誰でも気軽に集える場です。

ボランティア連絡会にご協力いただき、おしゃれた「クリスマスの額」も作成します。ボランティアさんと一緒に話しながら作成しませんか。

日時 11月28日(火) 午後1時30分~4時  
※毎月第4火曜日開催中  
場所 総合福祉センター4階ボランティアルーム  
定員 「クリスマスの額」作成は先着30人(完全予約制)  
参加費 無料  
材料費 500円(クリスマスの額の作成のみ)  
問合せ 社協ボランティアセンター(電話23-1393)



## 地域ネットワークづくりに向けた防災の講習会

### ~災害時に特別な支援が必要な人とは?~

防災・減災に対する意識の高揚や地域のネットワークづくりため、今回は「災害弱者」に焦点を置いて、講演と防災ゲームを全2回で開催します。



日時 ①11月17日(金)、②11月24日(金)  
いずれも午前10時~正午  
場所 市立総合福祉センター 3階第一会議室  
内容 ①NPO法人ゆめ風基金事務局長 八幡隆司氏による講演  
②防災対応カードゲーム「クロスロード」  
参加費 無料 定員 先着50人  
対象 市内在住・在勤の人  
申込 社会福祉協議会(電話23-1393)

## 布団丸洗い乾燥サービス

社会福祉協議会では、次のとおり布団の丸洗い乾燥サービスを実施いたします。

対象者 介護保険制度における要介護度4・5で常時寝たきりの人。または重度の身体障がい者で常時寝たきりの人。  
対象となる品物 対象者が使用している掛け布団・敷き布団各1枚(約1週間お預かりします)  
費用 無料  
申込 11月1日(水)から11月14日(火)までに「介護保険被保険者証」または、「身体障害者手帳」と印鑑をご持参のうえ社会福祉協議会(総合福祉センター内)へお申し込みください。(電話申込み不可)  
定員 15名(先着順)  
問合せ 社会福祉協議会(電話23-1393)

## 地区福祉委員会からのお知らせ

毎月開催中

### 子育てサロン 上条地区福祉委員会 2の指と一まれ!!

季節の行事や楽しい遊び、子育てに関する意見交換、身体測定などを企画し、皆さんをお待ちしています。

日時 11月28日、12月19日(※第3週)、1月23日  
時間はいずれも 午前10時~11時30分  
対象 3歳以下のお子さんとその保護者  
持物 お茶、オムツ、ミルクなど必要なもの  
費用 無料  
申込 不要。当日直接会場(助松長寿園・助松町2-14-8)へお越しください

### 糸東地区福祉委員会 ふれあい福祉のつどいを開催します

糸東地区福祉委員会では、「だれもが安心してともに暮せる地域(まち)」をめざして、下記のような催しを開催いたします。お気軽にお越しください。

日時 11月25日(土) 午後1時30分~3時30分(開場午後1時)  
場所 糸東長寿園(森町2-16-3)  
内容 1部 講演会「笑いは百薬の長」(日本笑い学会会長 森下伸也氏)  
2部 楽しい抽選会

問合せ 社会福祉協議会(電話23-1393)

## 子ども家庭フォーラム

泉大津市民生委員児童委員協議会では「絵本の力をかりて~わたしのしあわせ 子どものしあわせ~」をテーマとし、講演会を開催いたします。

日時 11月10日(金)  
午前10時~11時30分  
(午前9時30分開場)  
場所 総合福祉センター3階第一会議室  
講師 絵本講師 阪上葉志子氏  
(NPO法人絵本で子育てセンター)  
対象 子育て中の保護者・妊産婦70人(要申込)  
参加費 無料  
申込・問合せ 社会福祉協議会(電話23-1393)



## 生活支援隊 家事エンジャー養成研修会 受講生募集!!

高齢者などが自力でおこなうことが難しい掃除・洗濯・買い物・調理などの家事を援助することができる資格(訪問型サービスA従事者)を取得できる研修会です。同資格の就職合同説明会へ参加もできます。

日時 12月4日(月)・5日(火) 全2日間  
9:00~16:00  
場所 市立高齢者保健・福祉支援センター(ベルセンター)  
対象 市内の介護事業所(訪問型サービスA)で家事エンジャーとして働きたい人(先着40人) ※最低履行人数5人  
受講料 無料  
申込 11月10日(金)から11月28日(火)まで、地域包括支援センター窓口またはお電話にて申し込みを受け付けます。(電話21-0294)

## ヘルプマークを知っていますか?

ヘルプマークは、援助が必要な方のためのマークです。外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、車内で席を譲る、声をかけるなど思いやりのある行動をお願いします。  
対象者 援助や配慮を必要としている人(障がい種別、病名など条件はありません)  
配付場所・問合せ 市役所障がい福祉課(電話33-1131)



## ■幼児安全法短期講習会■

主に学齢前までの成長・発達に伴って起きやすい事故や病気等についての理解とその予防法のほか、万一事故が起こったときにあわてず、観察や看病あるいは応急手当ができるよう、講座と実習を交えた「幼児安全法短期講習会」を次のとおり開催します。

日時 12月8日(金)、12月15日(金)  
いずれも午前10時~正午  
場所 市立総合福祉センター  
内容 ①子どもの病気と看病のしかた  
②子どもに起こりやすい事故の予防と応急手当  
講師 赤十字幼児安全法指導員  
定員 30人(先着順)  
一時保育 あり(先着15名で要予約)  
受講料 無料  
持ち物 筆記用具、一時保育を希望される人は、飲み物・オムツ・着替えなどをご持参下さい。  
申込 11月20日(月)までに日赤泉大津市地区へお申し込みください。(電話申込み可)社会福祉協議会内(電話23-1393)

## 善意銀行 善意銀行にご協力いただきました。(8月1日~9月30日受付分)

- ◇2,000円 吉田千代子
  - ◇4,000円 菊地正代
  - ◇6,000円 S
  - ◇7,444円 クラックチャリティライブ 音楽でつながる笑顔の街「We Love IZUMIOTSU!」
  - ◇20,000円 榮地蔵尊
  - ◇50,000円 泉大津卓球連盟 (敬称略)
- ご協力いただきありがとうございました。

## 赤十字奉仕団員募集

泉大津市赤十字奉仕団では、泉大津市内における奉仕団活動にご協力いただける団員を募集します。  
募集期間 随時  
募集対象 奉仕団の活動に深い理解を有し協力できる日本赤十字社の社員(赤十字の人道的な活動に賛同し、毎年500円以上の資金協力をしていただく方)及び篤志者  
申込書類 入会申込書を赤十字奉仕団事務局でお渡しします。  
問合せ 社会福祉協議会 赤十字奉仕団事務局(電話23-1393)

## 社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会

〒595-0026 泉大津市東雲町9-15(市立総合福祉センター内)  
TEL 0725-23-1393 FAX 0725-23-1394  
E-mail info@syakyou.or.jp ホームページ http://www.syakyou.or.jp

開所: 月~金 9:00~17:00  
休日: 土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)



### 認知症サポーター養成講座受講生募集



認知症は誰にでも起こりうる病気です。皆様は、認知症について、どの程度ご理解いただいているでしょうか？きちんと理解することは、自分自身や家族・友人が認知症になっても、「安心して暮らせる地域(まち)」への第一歩です。この機会に、認知症を正しく理解し、予防や対策について学びましょう！

☆受講者には、サポーターの証であるリストバンド“オレンジリング”をお渡しします。  
ただし、お渡しできるのは初回受講者のみです。  
日時 12月7日(木)午後1時30分～3時  
場所 高齢者保健・福祉支援センター(ベルセンター)2階 研修室  
対象 泉大津市在住・在勤(※中学生以上)  
定員 30人(先着順)  
費用 無料  
申込・問合せ 11月13日(月)から地域包括支援センター窓口またはお電話にて申込を受け付けます。(電話21-0294)

### 認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターの保健師・社会福祉士が、泉大津市内にお住いの認知症またはその疑いのある方、ご家族、地域の方からの相談をお受けしています。また認知症サポート医の協力を得て、対応などを一緒に考えています。  
問合せ 泉大津市地域包括支援センター(電話21-0294)

### 認知症カフェ

泉大津市内3カ所で認知症カフェを行なっています。認知症の人、家族、サポーターなどいろいろな人が知り合い、つながる場です。お気軽にお越しください。  
①風街(中央商店街) 毎月・第4水曜日・午後1～3時 参加費無料/飲み物代100円  
②紅球院ハマダ(東助松町4-3-41) 毎月・第2金曜日・午後1～3時 参加費無料/飲食代はメニューどおり  
③愛の家グループホームあびこ(我孫子150番地) 偶数月・第2土曜日 午後1時30分～3時 参加費無料  
問合せ 泉大津市地域包括支援センター(電話21-0294)



地域で暮らしていくためのさまざまな相談に応じます。

## 地域包括支援センター

泉大津市地域包括支援センターは、平成18年度から泉大津市より当法人が受託している事業です。

電話番号 21-0294  
住所 東雲町9-54 (ベルセンター内)  
利用可能日 月曜日～金曜日  
業務時間 8:45～17:15 (国民の祝日及び年末年始は除く)

ご存知ですが、地域包括支援センター

### ？ ？ ？ どんなサービスがあるの？

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。高齢者の方が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るために、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが中心となって、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉などさまざまなサービスを調整し、高齢者の生活を支えるところです。



(ふれあい風街、イカ回ネネット介護相談会)

#### 自立生活を支援します

(介護予防マネジメント)

介護保険制度で「要支援」「要介護」の認定を受けたまたは、介護予防の必要性の高い方に、「介護保険サービス」や「介護予防教室」を提案し、ご本人と相談しながら、介護予防プランを作成します。

#### あなたの権利を守ります

(権利擁護事業)

消費者被害や虐待から高齢者の方を守り、安心して暮らせる地域をつくるために、予防活動や啓発活動を行っています。また相談内容によっては、成年後見制度などの紹介も行っていきます。

#### 相談できます

(総合的な相談)

高齢者やその家族の方、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや、生活に関する心配ごとなど、様々な相談に対応しています。

#### さまざまな社会資源を活用します

(包括的・継続的ケアマネジメント)

地域のケアマネジャーへの助言や支援を行っています。また、高齢者の方にとって暮らしやすい地域にするために、医療や介護のさまざまな関係機関とのネットワークづくりを行っています。

### 自分で決めるをサポート

## 日常生活自立支援事業



#### 日常生活自立支援事業とは？

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力の不十分な方の暮らしの安心をお手伝いする事業です。

毎日の暮らしの中には、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。

- 福祉サービスの手続きの仕方がわからない
- お金の管理がうまくできない
- 郵便物の内容の確認ができない

このような場合、寄り添いながら生活設計を一緒に考えます。

- 具体的には、「専門員」又は「生活支援員」が訪問して、
- 福祉サービスの利用手続き(福祉サービス利用援助)
- 金銭管理のお手伝い(日常金銭管理サービス)
- 書類などの預かり(書類等預かりサービス)

などにより、安心して暮らせるようにお手伝いします。



**福祉サービス利用援助**は、福祉サービスの情報を提供し、利用に際し相談に乗ったり、申し込みの手続きをお手伝いするサービスです。

**日常金銭管理サービス**は、生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いしたり、様々な支払いの代行をしたり、計画的にお金を使うことをお手伝いするサービスです。

**書類等預かりサービス**は、通帳や印鑑をはじめ、年金証書や不動産権利証書などをお預かりします。ただし、貴金属類などはお預かりできません。

ご利用には、契約が必要で、利用料がかかります。

#### お問い合わせ先

泉大津市社会福祉協議会 在宅支援室  
ベルセンター内(電話21-0294)

### 大阪府生活福祉資金貸付事業 ～あなたの生活をサポートします～

本貸付制度は大阪府社会福祉協議会が実施主体で、泉大津市社会福祉協議会が窓口となっています。いずれの資金も条件や審査があります。お困りのことがあればご相談ください。

#### 福祉資金

低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援をおこなうことで、経済的自立および在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。(生業、技能習得、療養、住宅増改築、転宅など)

#### 教育支援資金

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しします。

#### 総合支援資金 ※

失業や減収により生計維持が困難になり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、資金を貸し付けることで世帯の自立を支援します。

#### 不動産担保型生活資金

住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住まいの土地・建物を担保として生活資金をお貸しします。(土地評価価格1,000万円以上、65歳以上・月30万円以内の貸付)

#### 緊急小口資金 ※

生活がお困りの世帯が緊急的かつ一時的に生活困窮になった場合に、その必要な費用について貸付をおこないます。貸付限度額10万円以内

※の資金については、生活困窮者自立支援法に基づき、市役所1階ロビー 市民相談窓口の支援を受ける必要があります。

#### 【問合せ】

社会福祉協議会  
(電話23-1393)